

○看護職員修学資金等貸与条例

昭和37年3月30日

条例第8号

| | | |
|----|--------------------|--------------------|
| 改正 | 昭和38年3月27日条例第18号 | 昭和43年3月28日条例第14号 |
| | 昭和46年3月17日条例第10号 | 昭和47年9月8日条例第35号 |
| | 昭和49年10月11日条例第48号 | 昭和50年10月15日条例第40号 |
| | 昭和51年10月6日条例第49号 | 昭和52年10月3日条例第36号 |
| | 昭和53年10月18日条例第31号 | 昭和54年10月31日条例第25号 |
| | 昭和55年10月6日条例第51号 | 昭和56年3月23日条例第2号 |
| | 昭和56年10月9日条例第36号 | 昭和61年10月6日条例第64号 |
| | 昭和63年7月13日条例第26号 | 昭和63年12月26日条例第34号 |
| | 平成元年10月13日条例第34号 | 平成3年3月25日条例第5号 |
| | 平成3年7月10日条例第27号 | 平成5年3月19日条例第1号 |
| | 平成5年10月8日条例第43号 | 平成5年12月24日条例第48号 |
| | 平成9年3月28日条例第9号 | 平成10年10月13日条例第42号 |
| | 平成12年10月10日条例第110号 | 平成12年12月26日条例第114号 |
| | 平成13年7月6日条例第44号 | 平成14年3月29日条例第21号 |
| | 平成14年10月15日条例第70号 | 平成16年3月26日条例第15号 |
| | 平成16年6月25日条例第46号 | 平成18年3月28日条例第22号 |
| | 平成18年10月17日条例第64号 | 平成19年7月6日条例第39号 |
| | 平成19年12月25日条例第66号 | 平成20年3月28日条例第14号 |
| | 平成24年12月25日条例第56号 | 平成26年12月24日条例第64号 |
| | 平成27年3月24日条例第23号 | 平成29年3月24日条例第10号 |
| | 平成31年3月22日条例第8号 | |

〔保健婦，助産婦，看護婦及び准看護婦修学資金貸与条例〕をここに公布する。

看護職員修学資金等貸与条例

(昭43条例14・平27条例23・改称)

目次

第1章 総則（第1条）

第2章 看護職員修学資金の貸与（第2条—第13条）

第3章 看護職員特別修学資金の貸与（第14条—第22条）

第4章 雑則（第23条）

附則

第1章 総則

（平27条例23・章名追加）

（目的）

第1条 この条例は、保健師、助産師、看護師及び准看護師（以下この条において「看護職員」という。）の確保及び質の向上に資するため、将来鹿児島県の区域（以下「県の区域」という。）内の看護職員の確保が困難な施設等において看護職員として業務に従事しようとする者に対し、修学資金を貸与することを目的とする。

（昭43条例14・昭61条例64・平10条例42・平14条例21・平16条例15・平27条例23・一部改正）

第2章 看護職員修学資金の貸与

（平27条例23・章名追加）

（看護職員修学資金）

第2条 知事は、第1号から第3号までに掲げる者であつて将来県の区域内の第7条第1項第1号に掲げる施設等において助産師、看護師又は准看護師（以下「助産師等」という。）として業務に従事しようとするもの及び第4号に掲げる者であつて将来県の区域内の同条第2項第1号に掲げる施設等において保健師、助産師又は看護師（以下「保健師等」という。）として業務に従事しようとするものの申請により、その者に無利息で看護職員修学資金を貸与する旨の契約（以下「看護職員修学資金貸与契約」という。）を結ぶことができる。

- (1) 保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号。以下「法」という。）第20条第1号又は第2号の規定により指定を受けた助産師学校又は助産師養成所の学生又は生徒
- (2) 法第21条第1号から第3号までの規定により指定を受けた看護師学校又は看護師養成所の学生又は生徒
- (3) 法第22条第1号又は第2号の規定により指定を受けた准看護師学校又は准看護師養成所の学生又は生徒
- (4) 看護師の免許を取得し、学校教育法（昭和22年法律第26号）第97条に規定する大学院の修士課程において、看護に関する専門知識を修得しようとする学生

（昭43条例14・昭61条例64・平3条例27・平10条例42・平12条例110・平14条例21・平16条例15・平16条例46・平19条例66・平27条例23・一部改正）

(貸与方法)

第3条 看護職員修学資金は、看護職員修学資金貸与契約に定められた月から卒業の日（前条第4号に掲げる者にあつては、修了の日）の属する月までの間、次の表の左欄に掲げる者に対し、その者が在籍する同欄に掲げる学校若しくは養成所又は大学院の修士課程の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める金額を貸与するものとする。

| 区分 | | 金額 |
|------------|--|------------|
| 前条第1号に掲げる者 | 国（独立行政法人国立病院機構及び国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人を含む。以下同じ。）又は地方公共団体（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第68条第1項に規定する公立大学法人を含む。以下同じ。）の設置する学校又は養成所 | 月額 32,000円 |
| | 国又は地方公共団体以外の者の設置する学校又は養成所 | 月額 50,000円 |
| 前条第2号に掲げる者 | 国又は地方公共団体の設置する学校又は養成所 | 月額 32,000円 |
| | 国又は地方公共団体以外の者の設置する学校又は養成所 | 月額 36,000円 |
| 前条第3号に掲げる者 | 国又は地方公共団体の設置する学校又は養成所 | 月額 15,000円 |
| | 国又は地方公共団体以外の者の設置する学校又は養成所 | 月額 21,000円 |
| 前条第4号に掲げる者 | 大学院の修士課程 | 月額 83,000円 |

2 看護職員修学資金は、3月分をその期間に係る最初の月に貸与するものとする。ただし、これにより難い事情があるときは、この限りでない。

（平3条例27・全改，平10条例42・平16条例15・平16条例46・平19条例39・平20条例14・平27条例23・一部改正）

(看護職員修学資金の総額)

第4条 知事は、看護職員修学資金貸与契約を結ぶ場合には、当該年度において結ばれる看

看護職員修学資金貸与契約に基づいて貸与すべき看護職員修学資金の総額が予算で定める金額を超えることとならないようにしなければならない。

(平27条例23・一部改正)

(保証人)

第5条 看護職員修学資金の貸与を受けようとする者は、看護職員修学資金貸与契約を結ぶに際し、規則で定めるところにより、保証人を立てなければならない。

2 前項の保証人は、看護職員修学資金の貸与を受けた者と連帯して債務を負担するものとする。

(平27条例23・一部改正)

(看護職員修学資金貸与契約の解除並びに貸与の休止及び保留)

第6条 知事は、看護職員修学資金貸与契約の相手方（以下「看護職員修学生」という。）が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、当該看護職員修学資金貸与契約を解除するものとする。

- (1) 退学したとき。
- (2) 心身の故障のため修学の見込みがなくなつたと認められるとき。
- (3) 学業成績が著しく不良となつたと認められるとき。
- (4) 看護職員修学資金の貸与を受けることを辞退したとき。
- (5) 死亡したとき。
- (6) その他看護職員修学資金の貸与の目的を達成する見込みがなくなつたと認められるとき。

2 知事は、看護職員修学生が休学し、若しくは停学の処分を受けたとき、又は進級できなかったこと等により同一学年の課程を再度履修する事実があつたときは、休学し、若しくは停学の処分を受けた日又は当該事実のあつた日の属する月の翌月分から復学した日又は進級した日の属する月の分まで看護職員修学資金の貸与を行わないものとする。この場合において、これらの月の分として既に貸与された看護職員修学資金があるときは、当該看護職員修学資金は、当該看護職員修学生が復学した日又は進級した日の属する月の翌月以降の分として貸与されたものとみなす。

3 知事は、看護職員修学生が正当な理由がなく第13条に規定する学業成績証明書の提出を行わない場合には、看護職員修学資金の貸与を一時保留することができる。

(平10条例42・平12条例110・平27条例23・一部改正)

(返還の債務の当然免除)

第7条 第2条第1号から第3号までに掲げる者であつて看護職員修学資金の貸与を受けたもの（以下「養成所等貸与者」という。）は、次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、看護職員修学資金の返還の債務の免除を受けることができる。

(1) 卒業後、直ちに県の区域内の次に掲げる施設等（以下「対象施設等」という。）において助産師等（見習職員を含む。以下この条及び次条において同じ。）として業務（オに掲げる施設にあつては助産師の業務に限る。以下この項、次条第1項第2号及び第3号並びに第10条において同じ。）に従事することとなり、かつ、引き続き5年間（他種の助産師等又は保健師を養成する学校又は養成所への進学、病気、負傷等やむを得ない理由により助産師等の業務に従事できなかつた期間がある場合は、その期間を除き5年間）助産師等として在職したとき。ただし、卒業の日から起算して1年以内に免許（貸与された看護職員修学資金に係る免許に限る。次条、第9条及び第11条において同じ。）を取得した場合に限る。

ア 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院（以下「病院」という。）のうち、同法第7条の規定により許可を受けた病床数（以下「病床数」という。）が200未満の病院、離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項に規定する離島振興対策実施地域及び奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）第1条に規定する奄美群島の区域内の病院、精神病床数が病床数の80パーセント以上を占める病院又は国立ハンセン病療養所

イ 医療法第1条の5第2項に規定する診療所

ウ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2の2第3項に規定する指定発達支援医療機関（独立行政法人国立病院機構の設置するものに限る。）

エ 児童福祉法第42条第2号に規定する医療型障害児入所施設

オ 母子保健法（昭和40年法律第141号）第22条第1項に規定する母子健康包括支援センター

カ 介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第28項に規定する介護老人保健施設

キ 介護保険法第8条第29項に規定する介護医療院

ク 介護保険法第41条第1項本文の指定に係る同法第8条第1項に規定する居宅サービス事業（同条第4項に規定する訪問看護に係る居宅サービス事業に限る。）を行う事業所

(2) 前号に規定する在職期間（見習職員として従事した期間を含む。）中に業務上の理由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため解雇されたとき。

2 第2条第4号に掲げる者であつて看護職員修学資金の貸与を受けたもの（以下「大学院貸与者」という。）は、次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、看護職員修学資金の返還の債務の免除を受けることができる。

(1) 修士課程の修了の日から起算して1年以内に県の区域内の次に掲げる施設等（以下「医療機関等」という。）において保健師等として業務（イに掲げる町村にあつては保健師の業務に限り、ウに掲げる施設等のうち前項第1号オに掲げる施設にあつては助産師の業務に限る。以下この項並びに次条第2項第2号及び第3号において同じ。）に従事することとなり、かつ、引き続き5年間（病気、負傷等やむを得ない理由により保健師等の業務に従事できなかった期間がある場合は、その期間を除き5年間）保健師等として在職したとき。

ア 病院

イ 地域保健法（昭和22年法律第101号）第21条第2項第1号に規定する特定町村

ウ 前項第1号イからクまでに掲げる施設等

(2) 前号に規定する在職期間中に業務上の理由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため解雇されたとき。

3 第1項第1号及び前項第1号に規定する在職期間を計算する場合においては、月数によるものとし、その計算に必要な事項は、知事が規則で定める。

（昭38条例18・昭43条例14・昭61条例64・平3条例5・平3条例27・平5条例1・平5条例43・平9条例9・平10条例42・平12条例110・平12条例114・平13条例44・平14条例21・平14条例70・平16条例15・平16条例46・平18条例22・平18条例64・平24条例56・平26条例64・平27条例23・平29条例10・平31条例8・一部改正）

（返還）

第8条 養成所等貸与者に係る看護職員修学資金は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に規定する理由が生じた日の属する月の翌月の末日までに一括して返還しなければならない。

(1) 第6条第1項の規定により看護職員修学資金貸与契約が解除されたとき。

(2) 養成所等貸与者が、卒業後直ちに県の区域内の対象施設等において助産師等としての業務に従事しなかつたとき。

(3) 養成所等貸与者が、県の区域内の対象施設等において助産師等として業務に従事した後死亡し、又はその業務に従事しなくなつたとき（前条第1項第2号に該当するときを除く。）。

- (4) 養成所等貸与者が、卒業の日から起算して1年以内に免許を取得しなかつたとき。
- 2 大学院貸与者に係る看護職員修学資金は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に規定する理由が生じた日の属する月の翌月の末日まで一括して返還しなければならない。
- (1) 第6条第1項の規定により看護職員修学資金貸与契約が解除されたとき。
- (2) 大学院貸与者が、修士課程の修了の日から起算して1年以内に、県の区域内の医療機関等において保健師等としての業務に従事しなかつたとき。
- (3) 大学院貸与者が、県の区域内の医療機関等において保健師等として業務に従事した後死亡し、又はその業務に従事しなくなつたとき（前条第2項第2号に該当するときは除く。）。
- 3 前2項の場合において、当該期限が民法（明治29年法律第89号）第142条に規定する休日、土曜日又は12月31日に当たるときは、これらの日の翌日を当該期限とみなす。

（昭43条例14・昭61条例64・昭63条例34・平5条例48・平10条例42・平12条例110・平14条例21・平20条例14・平27条例23・一部改正）

（返還の債務の裁量免除）

第9条 知事は、養成所等貸与者が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、看護職員修学資金の返還の債務（履行期が到来していない部分に限る。以下同じ。）の全部又は一部を免除することができる。大学院貸与者が第2号に該当するに至つたときも、同様とする。

- (1) 免許を取得した後、県の区域内の対象施設等において助産師等として在職した期間が通算して看護職員修学資金の貸与を受けた期間に相当する期間以上となつたとき。
- (2) 死亡し、又は心身に著しい障害を生じたことにより看護職員修学資金を返還することができなくなつたとき。
- 2 前項第1号の規定により免除することができる看護職員修学資金の返還の債務の額は、県の区域内の対象施設等において助産師等として在職した期間を看護職員修学資金の貸与を受けた期間（第6条第2項の規定により看護職員修学資金が貸与されなかつた期間を除き、かつ、この期間が2年に満たないときは、2年とする。）の2分の5に相当する期間で除して得た数値（この数値が1を超えるときは、1とする。）を看護職員修学資金の返還の債務の額に乗じて得た額とする。
- 3 前2項に規定する在職期間の計算については、第7条第3項の規定を準用する。

（昭38条例18・全改，昭43条例14・昭56条例2・昭61条例64・平5条例1・平5条

例43・平10条例42・平14条例21・平14条例70・平27条例23・一部改正)

(在職期間等の通算)

第10条 養成所等貸与者が、県の区域内の対象施設等において助産師等として業務に従事した後、さらに他種の助産師等又は保健師を養成する学校又は養成所に進学した場合においては、第7条及び前条の規定については、貸与を受けた期間及び在職期間はそれぞれ通算するものとする。

(昭43条例14・昭61条例64・平10条例42・平14条例21・平16条例15・平27条例23・一部改正)

(返還の猶予)

第11条 知事は、養成所等貸与者が免許を取得した後直ちに県の区域内の対象施設等において助産師等として在職している場合、他種の助産師等若しくは保健師を養成する学校若しくは養成所に在学する場合、又は災害、病気その他やむを得ない理由により看護職員修学資金を返還することが困難であると認められる場合には、その在職している期間、在学する期間、又はその理由が継続する期間は看護職員修学資金の返還の債務の履行を猶予することができる。大学院貸与者が修士課程を修了した後直ちに県の区域内の医療機関等において保健師等として在職している場合、博士課程に在学する場合、又は災害、病気その他やむを得ない理由により看護職員修学資金を返還することが困難であると認められる場合も、同様とする。

(昭43条例14・昭61条例64・平10条例42・平12条例110・平14条例21・平16条例15・平20条例14・平27条例23・一部改正)

(延滞利息)

第12条 看護職員修学資金の貸与を受けた者は、正当な理由がなく看護職員修学資金を返還すべき日までにこれを返還しなかつたときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき年14.5パーセントの割合で計算した延滞利息を支払わなければならない。

(昭46条例10・平27条例23・一部改正)

(学業成績証明書の提出)

第13条 看護職員修学生は、毎年学業成績証明書を知事に提出しなければならない。

(平12条例110・平27条例23・一部改正)

第3章 看護職員特別修学資金の貸与

(平27条例23・追加)

(看護職員特別修学資金)

第14条 知事は、次の各号に掲げる者の申請により、その者に無利息で看護職員特別修学資金を貸与する旨の契約（以下「看護職員特別修学資金貸与契約」という。）を結ぶことができる。

(1) 法第20条第1号又は第2号の規定により指定を受けた助産師学校又は助産師養成所の学生又は生徒であつて将来県の区域（鹿児島市の区域を除く。以下「特別区域」という。）内の第17条第1項第1号の助産師対象施設において助産師として業務に従事しようとするもの

(2) 法第21条第3号の規定により指定を受けた看護師養成所の学生であつて将来特別区域内の第17条第2項第1号の看護師対象施設等において看護師として業務に従事しようとするもの

(平27条例23・追加，平31条例8・一部改正)

(貸与方法)

第15条 看護職員特別修学資金は、次の表の左欄に掲げる者に対し、その者が在籍する同欄に掲げる学校若しくは養成所又は大学院の修士課程の区分に応じ、それぞれ、同表の中欄に掲げる期間、同表の右欄に定める金額を貸与するものとする。

| | 区分 | 期間 | 金額 |
|------------|-----------------------|--------------------------------------|------------|
| 前条第1号に掲げる者 | 学校 | 看護職員特別修学資金貸与契約に定められた月から起算して1年間 | 月額 60,000円 |
| | 養成所 | 〃 | 月額 50,000円 |
| | 大学院の修士課程 | 〃 | 月額 83,000円 |
| 前条第2号に掲げる者 | 国又は地方公共団体の設置する養成所 | 看護職員特別修学資金貸与契約に定められた月から卒業の日の属する月までの間 | 月額 32,000円 |
| | 国又は地方公共団体以外の者の設置する養成所 | 〃 | 月額 36,000円 |

2 看護職員特別修学資金は、3月分をその期間に係る最初の月に貸与するものとする。ただし、これにより難い事情があるときは、この限りでない。

(平27条例23・追加)

(看護職員特別修学資金貸与契約の解除並びに貸与の休止及び保留)

第16条 知事は、看護職員特別修学資金貸与契約の相手方（以下「特別修学生」という。）が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、当該看護職員特別修学資金貸与契約を解除するものとする。

- (1) 退学したとき。
- (2) 心身の故障のため修学の見込みがなくなつたと認められるとき。
- (3) 学業成績が著しく不良となつたと認められるとき。
- (4) 看護職員特別修学資金の貸与を受けることを辞退したとき。
- (5) 死亡したとき。
- (6) その他看護職員特別修学資金の貸与の目的を達成する見込みがなくなつたと認められるとき。

2 知事は、次の表の左欄に掲げる者が、それぞれ、同表の中欄に掲げる場合に該当するに至つたときは、同表の右欄に掲げる期間の分の看護職員特別修学資金の貸与を行わないものとする。この場合において、同欄に掲げる期間の月の分として既に貸与された看護職員特別修学資金があるときは、当該看護職員特別修学資金は、当該特別修学生が復学した日又は進級した日の属する月の翌月以降の分として貸与されたものとみなす。

| | | |
|-------------------------|---|--|
| 特別修学生（第14条第1号に掲げる者に限る。） | 休学し、又は停学の処分を受けた場合 | 休学し、又は停学の処分を受けた日の属する月の翌月から復学した日の属する月まで |
| 特別修学生（第14条第2号に掲げる者に限る。） | 休学し、若しくは停学の処分を受けた場合又は進級できなかつたこと等により同一学年の課程を再度履修する事実があつた場合 | 休学し、若しくは停学の処分を受けた日又は当該事実のあつた日の属する月の翌月から復学した日又は進級した日の属する月まで |

3 知事は、特別修学生（第14条第2号に掲げる者に限る。）が正当な理由がなく第21条に規定する学業成績証明書の提出を行わない場合には、看護職員特別修学資金の貸与を一時保留することができる。

(平27条例23・追加)

(返還の債務の当然免除)

第17条 第14条第1号に掲げる者であつて看護職員特別修学資金の貸与を受けたもの（以下「助産師貸与者」という。）は、次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、看護職員特別修学資金の返還の債務の免除を受けることができる。

- (1) 卒業後直ちに又は修士課程の修了の日から起算して1年以内に特別区域内の病院並びに第7条第1項第1号イ及びオに掲げる施設（以下「助産師対象施設」という。）において助産師（見習職員を含む。以下この条及び次条において同じ。）として業務に従事することとなり、かつ、引き続き3年間（病気、負傷等やむを得ない理由により助産師の業務に従事できなかった期間がある場合は、その期間を除き3年間）助産師として在職したとき。ただし、卒業又は修士課程の修了の日から起算して1年以内に助産師の免許を取得した場合に限る。
 - (2) 前号に規定する在職期間（見習職員として従事した期間を含む。）中に業務上の理由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため解雇されたとき。
- 2 第14条第2号に掲げる者であつて看護職員特別修学資金の貸与を受けたもの（以下「看護師貸与者」という。）は、次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、看護職員特別修学資金の返還の債務の免除を受けることができる。
- (1) 卒業後、直ちに特別区域内の第7条第1項第1号アからエまで及びカからクまでに掲げる施設等（以下「看護師対象施設等」という。）において看護師（見習職員を含む。以下この条及び次条において同じ。）として業務に従事することとなり、かつ、引き続き3年間（病気、負傷等やむを得ない理由により看護師の業務に従事できなかった期間がある場合は、その期間を除き3年間）看護師として在職したとき。ただし、卒業の日から起算して1年以内に看護師の免許を取得した場合に限る。
 - (2) 前号に規定する在職期間（見習職員として従事した期間を含む。）中に業務上の理由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため解雇されたとき。
- 3 第1項第1号及び前項第1号に規定する在職期間を計算する場合には、月数によるものとし、その計算に必要な事項は、知事が規則で定める。

（平27条例23・追加，平29条例10・平31条例8・一部改正）

（返還）

第18条 助産師貸与者に係る看護職員特別修学資金は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に規定する理由が生じた日の属する月の翌月の末日までに一括して返還しなければならない。

- (1) 第16条第1項の規定により看護職員特別修学資金貸与契約が解除されたとき。
- (2) 助産師貸与者が、卒業後直ちに又は修士課程の修了の日から起算して1年以内に特別区域内の助産師対象施設において助産師としての業務に従事しなかつたとき。
- (3) 助産師貸与者が、特別区域内の助産師対象施設において助産師として業務に従事し

た後死亡し、又はその業務に従事しなくなつたとき（前条第1項第2号に該当するときを除く。）。

(4) 助産師貸与者が、卒業又は修士課程の修了の日から起算して1年以内に助産師の免許を取得しなかつたとき。

2 看護師貸与者に係る看護職員特別修学資金は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に規定する理由が生じた日の属する月の翌月の末日までに一括して返還しなければならない。

(1) 第16条第1項の規定により看護職員特別修学資金貸与契約が解除されたとき。

(2) 看護師貸与者が、卒業後直ちに特別区域内の看護師対象施設等において看護師としての業務に従事しなかつたとき。

(3) 看護師貸与者が、特別区域内の看護師対象施設等において看護師として業務に従事した後死亡し、又はその業務に従事しなくなつたとき（前条第2項第2号に該当するときを除く。）。

(4) 看護師貸与者が、卒業の日から起算して1年以内に看護師の免許を取得しなかつたとき。

3 第8条第3項の規定は、前2項の看護職員特別修学資金の返還の期限について準用する。

（平27条例23・追加，平31条例8・一部改正）

（返還の債務の裁量免除）

第19条 知事は、次の表の左欄に掲げる者が同表の右欄に掲げる場合に該当するに至つたときは、看護職員特別修学資金の返還の債務（履行期が到来していない部分に限る。以下同じ。）の全部又は一部を免除することができる。

| | |
|--------------------|--|
| 助産師貸与者 | 助産師の免許を取得した後、特別区域内の助産師対象施設において助産師として在職した期間が通算して看護職員特別修学資金の貸与を受けた期間に相当する期間以上となつた場合 |
| 看護師貸与者 | 看護師の免許を取得した後、特別区域内の看護師対象施設等において看護師として在職した期間が通算して看護職員特別修学資金の貸与を受けた期間に相当する期間以上となつた場合 |
| 助産師貸与者及び 看護師貸与者 | 死亡し、又は心身に著しい障害を生じたことにより看護職員特別修学資金を返還することができなくなつた場合 |

2 前項の規定により免除することができる助産師貸与者に係る看護職員特別修学資金の返還の債務の額は、特別区域内の助産師対象施設において助産師として在職した期間を3

年で除して得た数値（この数値が1を超えるときは、1とする。）を看護職員特別修学資金の返還の債務の額に乗じて得た額とする。

3 第1項の規定により免除することができる看護師貸与者に係る看護職員特別修学資金の返還の債務の額は、特別区域内の看護師対象施設等において看護師として在職した期間を看護職員特別修学資金の貸与を受けた期間（第16条第2項の規定により看護職員特別修学資金が貸与されなかつた期間を除き、かつ、この期間が2年に満たないときは、2年とする。）の2分の3に相当する期間で除して得た数値（この数値が1を超えるときは、1とする。）を看護職員特別修学資金の返還の債務の額に乗じて得た額とする。

4 前3項に規定する在職期間の計算については、第17条第3項の規定を準用する。

（平27条例23・追加，平31条例8・一部改正）

（返還の猶予）

第20条 知事は、次の表の左欄に掲げる者が、その職の免許を取得した後直ちに特別区域内の同表の中欄に掲げる施設等において、同表の右欄に掲げる職として在職している場合又は災害、病気その他やむを得ない理由により看護職員特別修学資金を返還することが困難であると認められる場合には、その在職している期間又はその理由が継続する期間は看護職員特別修学資金の返還の債務の履行を猶予することができる。

| | | |
|--------|----------|-----|
| 助産師貸与者 | 助産師対象施設 | 助産師 |
| 看護師貸与者 | 看護師対象施設等 | 看護師 |

（平27条例23・追加，平31条例8・一部改正）

（学業成績証明書の提出）

第21条 特別修学生（第14条第2号に掲げる者に限る。）は、毎年学業成績証明書を知事に提出しなければならない。

（平27条例23・追加）

（準用）

第22条 第4条、第5条、第10条及び第12条の規定は、看護職員特別修学資金の貸与について準用する。

（平27条例23・追加）

第4章 雑則

（平27条例23・章名追加）

（規則への委任）

第23条 この条例の施行に関し必要な事項は、知事が規則で定める。

(平27条例23・旧第14条繰下)

附 則

この条例は、昭和37年4月1日から施行する。

附 則 (昭和38年3月27日条例第18号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和37年4月1日以降貸与した修学資金から適用する。

附 則 (昭和43年3月28日条例第14号)

この条例は、昭和43年4月1日から施行する。

(昭和46年3月17日条例第10号) 抄

(年当たりの割合の基礎となる日数)

第14条 (前略) 第5条(中略)の規定による改正後の条例の規定に定める延滞利息、延滞金及び延滞利子の額の計算につきこれらの条例の規定に定める年当たりの割合は、^{じゆん} 閏年の日を含む期間についても365日当たりの割合とする。

附 則 (昭和46年3月17日条例第10号)

(施行期日)

1 この条例は、昭和46年4月1日から施行する。

(県立医療機関技術職員修学資金貸与条例等の一部改正に伴う経過措置)

2 次に掲げる条例の規定に定める延滞利息、延滞金及び延滞利子の全部又は一部でこの条例の施行の日前の期間に対応するものの額の計算については、なお従前の例による。

(1)～(2) (省略)

(3) 看護職員等修学資金貸与条例第12条

(4)～(6) (省略)

附 則 (昭和47年9月8日条例第35号)

1 この条例は、公布の日から施行し、昭和47年4月1日から適用する。

2 昭和47年3月31日に現に第2条各号に該当する者に対する貸与金額は、なお従前の例による。

附 則 (昭和49年10月11日条例第48号)

1 この条例は、公布の日から施行し、昭和49年4月1日から適用する。

2 昭和49年3月31日以前に看護職員等修学資金貸与条例第2条各号に掲げる者となつた者に係る修学資金の貸与月額については、なお従前の例による。

附 則 (昭和50年10月15日条例第40号)

1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の看護職員等修学資金貸与条例第3条の規定

は、昭和50年4月分以後の修学資金について適用する。

- 2 昭和50年3月31日以前に看護職員等修学資金貸与条例第2条各号に掲げる者となつた者に係る修学資金の貸与月額については、なお従前の例による。

附 則（昭和51年10月6日条例第49号）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の看護職員等修学資金貸与条例第3条の規定は、昭和51年4月分以後の修学資金について適用する。
- 2 昭和51年3月31日以前に看護職員等修学資金貸与条例第2条各号に掲げる者となつた者に係る修学資金の貸与月額については、なお従前の例による。

附 則（昭和52年10月3日条例第36号）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の看護職員等修学資金貸与条例第3条の規定は、昭和52年4月分以後の修学資金について適用する。
- 2 昭和52年3月31日以前に看護職員等修学資金貸与条例第2条各号に掲げる者となつた者に係る修学資金の貸与月額については、なお従前の例による。

附 則（昭和53年10月18日条例第31号）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の看護職員等修学資金貸与条例第3条の規定は、昭和53年4月分以後の修学資金について適用する。
- 2 昭和53年3月31日以前に看護職員等修学資金貸与条例第2条各号に掲げる者となつた者に係る修学資金の貸与月額については、なお従前の例による。

附 則（昭和54年10月31日条例第25号）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の看護職員等修学資金貸与条例第3条の規定は、昭和54年4月分以後の修学資金について適用する。
- 2 昭和54年3月31日以前に看護職員等修学資金貸与条例第2条各号に掲げる者となつた者に係る修学資金の貸与月額については、なお従前の例による。

附 則（昭和55年10月6日条例第51号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の看護職員等修学資金貸与条例第3条の規定は、昭和55年4月1日以後に看護職員等修学資金貸与条例第2条各号に掲げる者となつた者に係る昭和55年4月以後の月分の修学資金について適用し、同日前に同条各号に掲げる者となつた者に係る修学資金については、なお従前の例による。

附 則（昭和56年3月23日条例第2号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和56年10月9日条例第36号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の看護職員等修学資金貸与条例第3条の規定は、昭和56年4月1日以後に看護職員等修学資金貸与条例第2条各号に掲げる者となつた者に係る昭和56年4月以後の月分の修学資金について適用し、同日前に同条各号に掲げる者となつた者に係る修学資金については、なお従前の例による。

附 則（昭和61年10月6日条例第64号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の看護職員等修学資金貸与条例の規定は、昭和61年4月1日以後に看護職員等修学資金貸与条例第2条各号に掲げる者となつた者に係る昭和61年4月以後の月分の修学資金の貸与及び返還について適用し、同日前に同条各号に掲げる者となつた者に係る修学資金の貸与及び返還については、なお従前の例による。

附 則（昭和63年7月13日条例第26号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の看護職員等修学資金貸与条例第3条の規定は、昭和63年4月1日以後に看護職員等修学資金貸与条例第2条各号に掲げる者となつた者に係る昭和63年4月以後の月分の修学資金について適用し、同日前に同条各号に掲げる者となつた者に係る修学資金については、なお従前の例による。

附 則（昭和63年12月26日条例第34号）

この条例は、昭和64年2月1日から施行する。

附 則（平成元年10月13日条例第34号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の看護職員等修学資金貸与条例第3条の規定は、平成元年4月1日以後に看護職員等修学資金貸与条例第2条各号に掲げる者となつた者に係る平成元年4月以後の月分の修学資金について適用し、同日前に同条各号に掲げる者となつた者に係る修学資金については、なお従前の例による。

附 則（平成3年3月25日条例第5号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の看護職員等修学資金貸与条例第7条第1項第1号アの規定は、平成2年3月1日以後に看護職員等修学資金貸与条例第2条各号に規定する学校又は養成所（以下「養成所等」という。）を卒業した者について適用し、同日前に養成所等を卒業した者について

は、なお従前の例による。

附 則（平成3年7月10日条例第27号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の看護職員等修学資金貸与条例（以下「改正後の条例」という。）第3条の規定は、平成3年4月1日以後に看護職員等修学資金貸与条例第2条各号に掲げる者となった者に係る平成3年4月以後の月分の修学資金について適用し、同日前に同条各号に掲げる者となった者に係る修学資金については、なお従前の例による。
- 3 改正後の条例第7条第1項第1号の規定は、平成3年3月1日以後に看護職員等修学資金貸与条例第2条各号に規定する学校又は養成所（以下「学校等」という。）を卒業した者について適用し、同日前に学校等を卒業した者については、なお従前の例による。

附 則（平成5年3月19日条例第1号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第7条第1項第1号イの改正規定は、平成5年4月1日から施行する。
- 2 この条例（前項ただし書に規定する改正規定を除く。）による改正後の看護職員等修学資金貸与条例第7条第1項第1号の規定は、平成4年10月1日から適用する。

附 則（平成5年10月8日条例第43号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の看護職員等修学資金貸与条例の規定は、この条例の施行の日以後に看護職員等修学資金貸与条例第2条の規定により新たに修学資金の貸与を受けることとなった者に係る修学資金の返還の債務について適用し、同日前に同条の規定により修学資金の貸与を受けている者に係る修学資金の返還の債務については、なお従前の例による。

附 則（平成5年12月24日条例第48号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成9年3月28日条例第9号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成10年10月13日条例第42号）

- 1 この条例は、平成11年4月1日から施行する。ただし、第6条の改正規定、第7条第1項第1号の改正規定（同号ア及びイに係る部分を除く。）並びに第9条第1項第1号及び同条第2項の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の看護職員等修学資金貸与条例第7条第1項第1号（同号ア及びイを除く。）、第9条第1項第1号及び同条第2項の規定は、この条例の公布の日以後に看護職員等修学

資金貸与条例第2条の規定により新たに修学資金の貸与を受けることとなった者に係る修学資金の返還の債務について適用し、同日前に同条の規定により修学資金の貸与を受けている者に係る修学資金の返還の債務については、なお従前の例による。

附 則（平成12年10月10日条例第110号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第6条第3項及び第13条の改正規定は、平成13年4月1日から施行する。
- 2 改正後の看護職員等修学資金貸与条例（以下「改正後の条例」という。）第7条、第8条第1項及び第2項並びに第11条の規定は、この条例の施行の日以後に改正後の条例第2条の規定により締結される貸与契約に係る看護職員等修学資金について適用し、同日前に改正前の看護職員等修学資金貸与条例第2条の規定により締結された貸与契約に係る看護職員等修学資金については、なお従前の例による。

附 則（平成12年12月26日条例第114号）

この条例は、平成13年1月6日から施行する。

附 則（平成13年7月6日条例第44号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の看護職員等修学資金貸与条例の規定は、平成13年3月1日から適用する。

附 則（平成14年3月29日条例第21号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成14年10月15日条例第70号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の看護職員等修学資金貸与条例第7条第1項及び第9条第2項の規定は、この条例の施行の日以後に看護職員等修学資金貸与条例第2条の規定により締結される貸与契約に係る看護職員等修学資金について適用し、同日前に同条の規定により締結された貸与契約に係る看護職員等修学資金については、なお従前の例による。

附 則（平成16年3月26日条例第15号）

- 1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 改正後の看護職員等修学資金貸与条例の規定は、この条例の施行の日以後に改正後の看護職員等修学資金貸与条例第2条の規定により締結される貸与契約に係る看護職員等修学資金について適用し、同日前に改正前の看護職員等修学資金貸与条例第2条の規定により締結された貸与契約に係る看護職員等修学資金については、なお従前の例による。

附 則（平成16年6月25日条例第46号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の看護職員等修学資金貸与条例第7条の規定は、この条例の施行の日以後に改正後の看護職員等修学資金貸与条例第2条の規定により締結される貸与契約に係る看護職員等修学資金について適用し、同日前に改正前の看護職員等修学資金貸与条例第2条の規定により締結された貸与契約に係る看護職員等修学資金については、なお従前の例による。

附 則（平成18年3月28日条例第22号）

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成18年10月17日条例第64号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の看護職員等修学資金貸与条例第7条第1項第1号アの規定は、平成18年4月1日から適用する。

附 則（平成19年7月6日条例第39号）

この条例は、平成19年10月1日から施行する。

附 則（平成19年12月25日条例第66号）

この条例は、学校教育法等の一部を改正する法律（平成19年法律第96号）の施行の日又は公布の日のいずれか遅い日から施行する。

（施行の日＝平成19年12月26日）

附 則（平成20年3月28日条例第14号）

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 改正後の看護職員等修学資金貸与条例第8条第1項及び第2項並びに第11条の規定は、この条例の施行の日以後に改正後の看護職員等修学資金貸与条例第2条の規定により締結される貸与契約に係る看護職員等修学資金について適用し、同日前に改正前の看護職員等修学資金貸与条例第2条の規定により締結された貸与契約に係る看護職員等修学資金については、なお従前の例による。

附 則（平成24年12月25日条例第56号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の看護職員等修学資金貸与条例の規定は、平成24年4月1日から適用する。

附 則（平成26年12月24日条例第64号）

この条例は、平成27年1月1日から施行する。ただし、第7条第1項第1号の改正規定（同号エに係る部分を除く。）及び同条第2項第1号の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年3月24日条例第23号）

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第7条第1項第1号の改正規定

（「第8条第27項」を「第8条第28項」に改める部分に限る。）は、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）附則第1条第6号の政令で定める日から施行する。

（定める日＝平成28年4月1日）

- 2 この条例の施行の日前に改正前の看護職員等修学資金貸与条例第2条の規定により締結された貸与契約に係る看護職員等修学資金は、改正後の看護職員修学資金等貸与条例第2条の規定により締結された看護職員修学資金貸与契約に係る看護職員修学資金とみなす。
- 3 鹿児島県県立病院看護師等修学資金貸与条例（平成23年鹿児島県条例第21号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（平成29年3月24日条例第10号）

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月22日条例第8号）

この条例は、公布の日から施行する。